

セルフプランを作成される方へ

セルフプランを作成されるにあたり、以下のことにご注意ください。

1. サービスの利用について
サービス提供事業所とのやりとりは保護者の方が直接行ってください。
2. 計画作成後のモニタリングについて
相談支援事業所の作成した計画以外はモニタリング（作成した計画を見直して必要な修正をすること）は行いません。
3. 計画変更について
計画の内容を変更（支給量の変更が必要な場合）する場合は新たに書類を提出していただく必要があります。

発達支援課 Tel 047-370-3561